

【設計変更理由書】

多教情整 第18号 多治見中学校ネットワーク整備工事

受注者との打合せ・協議を行った結果、以下のとおり変更することとしたい。

(1) 構内情報通信網設備工事

- ① 現場調査を行ったところ、電線管及びプルボックス等を使用せずに施工可能であるため、上記部材等を使用せずに施工するもの。(減額)
上記以外で、配線ルート確保のためにメタルモール及び可とう電線管等の部材を追加して施工するもの。(増額)
- ② 現場調査を行ったところ、天井点検口を設置しなくても配線ルート・機器の取付ができることが分かったため、天井点検口を一部(6箇所)減額するもの。(減額)
併せて、天井ボードを取外し、再取付して施工するもの。(増額)
- ③ 既設のアクセスポイントの設定と新規アクセスポイントとの設定の調整により、ネットワーク設定費を増額するもの。(増額)

(2) コンセント設備工事

現場調査を行ったところ、既設コンセントが存在していない箇所があったため、配線ルート等を新たに確保して再取付を行うもの。(増額)

以上